

障がい者採用の受験資格について

1 下の(1)(2)の両方に該当するかを確認してください。該当しない場合は受験できません。

- (1) 昭和37年4月2日以降に生まれたかた
- (2) 障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者福祉手帳）の交付を受けているかた

2 令和4年3月末時点での最終学歴の見込みを確認してください。

(1) 大学・短大・専門学校等のいずれかの場合

A日程が受験できます。（B日程は受験できません。）

受付期間は、令和3年5月10日から令和3年6月9日までです。

ア 土木課程を専攻したかたは、受験職種は事務職か土木技師になります。

イ 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有するかたは、受験職種は事務職か土木技師になります。

ウ 建築課程を専攻したかたは、受験職種は事務職か建築技師になります。

エ 一級又は二級建築士の資格を有するかたは、受験職種は事務職か建築技師になります。

オ ア～エに該当しないかたは、受験職種は事務職になります。

(2) 高等学校の場合

B日程が受験できます。（A日程は受験できません。）

受付期間は、令和3年8月2日から令和3年8月23日までです。

受験職種は事務職になります。

(3) 中学校の場合

受験できません。

※確認方法がわからない場合、どちらの日程で受験できるかわからない場合は、人事課（電話0561-76-8102）までお問い合わせください。